

第4回町田市会計基準委員会 議事要旨

日時	2015年7月14日(火) 午前10時00分～午前11時40分
場所	町田市庁舎9階 9-2会議室
出席者	【委員】 鵜川正樹委員長、米田正巳委員 【事務局】 会計課 【傍聴者】 なし

1. 開会

会計管理者から開会挨拶

委員長の選任（町田市会計基準委員会設置要綱第5第1項の規定に基づき、委員の互選により鵜川正樹委員に決定）

2. 資産照合の結果について

事務局から「資料1」「資料1参考資料」の説明

【主な質疑応答】

（図書について）

米田委員：資料1（6）図書の、館名区分の「その他」は何か。

事務局：現在忠生市民センターの建替えをしており、今まで図書室として図書の貸し借りをしていたが、今回地域図書館を置く形となり準備をしている。決算の年度中はまだ準備段階で、特定事業に指定されていなかったため、開館前に登録をしている部分については、館名のところを「その他」という区分にしている。

（未収金について）

鵜川委員：資料1-1の収入未済額について、官庁会計の決算は「収入未済額」と「収入済額中還付未済額」を足しているのか。

事務局：足している。

鵜川委員：それが未収金になるのか。

事務局：東京都と町田市では書き方が違う。町田市は還付未済の分も、貰ったものとして収入に入れており、収入済額中還付未済額という形で、官庁会計の決算書では備考欄に記載されている。複式上の未収金にするためには、収入未済額に還付未済額を足してあげる必要がある。東京都は還付未済の金額を収入に入れていない。

鵜川委員：還付未済は還付未済で上げているのではないか。負債で上がっているのか。

事務局：負債で上がっている。負債で上がっているのは、この歳入還付未済と、

翌年度以降に税額更正などで返さなくてはならない、いわゆる歳出還付未済と呼ばれるものも含めた金額で計上している。そこは東京都と同じである。

- 鵜川委員 : この資料だけを見ると、資産と負債の両方に入っているように見える。
事務局 : 収入未済額というのは、調定額から収入済額と不納欠損額を引いた額になるが、この収入済額には還付未済額も含んでいるため、還付未済額分、引き過ぎている。そこで還付未済額を足すことによって正しい未収金の額となる。あくまで書き方の問題で、やっていることは東京都と同じである。
- 鵜川委員 : もともとの調定に入っていないということか。
事務局 : 入っていない。一度は上げているかもしれないが、あとで直している。税額更正になれば、調定も変わる。
- 米田委員 : 貰ったものはすべて収入に入れているため、引き過ぎているということなら理解できた。
鵜川委員 : 理解できた。

(貸付金の貸し倒れと有価証券及出資金の減損について)

- 鵜川委員 : 貸付金の貸し倒れや有価証券の減損は確認をしているのか。減損はないと言っていたが、それぞれ決算書と全部確認をしているのか。
事務局 : している。町田市の有価証券及出資金の減損処理に関する基準の中で、減損の対象が50%以上下落した場合としているが、今回調査をした中では50%以上下落しているものはなかった。
- 米田委員 : 出資先の町田市土地開発公社について、含み損はないのか。
事務局 : ない。土地開発公社で今持っている土地は、市で取得する予定が決まったものについて先行取得しているため、土地が永年塩漬け状態で、そのまま評価損という形にはならない。
- 鵜川委員 : 貸付金はどうか。回収の可能性はあるか。
事務局 : 貸付金については、資料の2番目の社会福祉法人町田市福祉サービス協会コモンズ運営資金貸付金の回収状況については、ほぼ100%返ってくる。生活資金貸付金については生活保護、もしくは生活困窮者に対する貸付で、基本的には返ってくる予定ではあるが、貸付金については強制評価減の対象ではない。貸付金の貸し倒れの引当率については、総務省が基準モデル、改定モデル等で示している式に従って算定をしており、生活資金貸付金については、過去の実績でどのくらい不納欠損したのかを見ており、貸倒実績率は26%である。
- 鵜川委員 : いくらになるのか。
事務局 : 今年度は昨年度からまた新たな引当金を積んでいる。金額にすると、短期貸付金については、要引当額が15,612円で、5,052円を積み立てた。長期貸付金は、そもそも2014年度末においては長期貸付金の残高がなかったため、積み立ても0である。
- 鵜川委員 : 貸倒引当金算定シートの長期貸付金55,000,000円とあるのは

何か。

事務局 : これは高齢者福祉課が貸し付けているもので、これについては支払いを
してもらっているため、実績率は0で残高がある状態である。

(資産照合の結果について)

米田委員 : よく差額が0で合っていると思う。調整されているのか。

事務局 : 資産の異動に関しては月次決算整理でも管理をしている、また所管課に
ついてはかなり真剣に見ているところではある。ただ、台帳とは合わせて
いるが、もともとその台帳に載っていないとか、除却を忘れたといったこ
とがあるとその部分はわからない。

(監査について)

米田委員 : 監査は入っているのか。東京都の場合は監査事務局がやっているよ
うである。町田市ではチェックしていないのか。

事務局 : 昨年度は、監査で資産台帳と仕訳が正しいかということについて一部の
指摘もあったが、まだ本格的ではない。まずは複式に慣れることが必要で、
これから確認をしていくというところである。ただ基準どおりに登録がさ
れているか、例えば公有財産の耐用年数に係る基準を設けているが、資産
台帳に正しい耐用年数で登録がされているかといったところの確認もあ
り、実際に間違えて登録しているところを監査が発見して直したという経
過もある。

米田委員 : 監査事務局は何人いるのか。

事務局 : 6、7名である。

3. 2014年度決算財務諸表について

事務局から「資料2」の説明

【質疑応答】

(注記について)

鵜川委員 : 資料2のP65②行政コスト計算書の当期収支差額と、キャッシュ・フ
ロー計算書の行政サービス活動収支額との差額の内訳は合算か。

事務局 : 注記については合算である。

米田委員 : よく内訳がわかったと思う。通常は差額調整となってしまうものである。

事務局 : 町田市については、行政コスト計算書のみ計上している金額や、キャ
ッシュ・フロー計算書のみ計上している金額の内訳がわかっていたため、
特に差額を調整しているものはなく、全ての内訳を明らかにしている。

米田委員 : 町田市は直接法だからわかる。企業会計は間接法のためなかなか合わな
い。これはわかりやすい。

(一般会計行政コスト計算書について)

鵜川委員 : P 1 0 一般会計行政コスト計算書を見ると、通常収支もマイナスの状態
で10億、特別収支差額もマイナス15億、当期収支差額がマイナス33
億になっているがこれは何か。その他特別費用の19億は何か。

事務局 : 過年度損益修正損である。学校の一部で台帳上金額を1ケタ間違えて計
上をしていたものがあつた。それが2014年度決算の段階でわかつて、
過年度損益修正損を出したところが一番大きい。

鵜川委員 : 注記には載っているか。

事務局 : P 6 3 の③に記載されている。

鵜川委員 : 内容は何か。

事務局 : 小学校の建物で67億程計上していたものが、実際は6億だったという
もので、1ケタ間違えたまま、引き継がれたものを2014年度に気が付
いて今回ここで直した。学校単位となると金額も大きいため影響も大きか
った。

米田委員 : 2、3年は残高を合わせるの難しい。

鵜川委員 : 仕方がない。

米田委員 : そのようなことがわかるだけよい。最初は残高確認が大切である。本当
に資産があるかどうかということの確認ができるということが、バランス
シートを作ることの最初のメリットである。ただ、やはり定期的にもよ
いので、第三者が見るべきである。会計課でもよい。監査事務局7、8人
では大変だろうが、定期的に残高確認はするべきである。そのための、
監査ルーティーンを作る方がよい。

事務局 : 財務諸表作成時の資産照合という意味では、台帳とシステムとの数字合
わせになってしまうが、直接台帳を見て、その台帳の中身の数字と現物の
確認をする必要があるということか。

米田委員 : それが大切である。移管をしているものも多いので、その資産が本当に
あるのかを確認することが大事である。現金は必ずやっている。

事務局 : それをやるのは監査ということか。

米田委員 : 監査である。ただ、全てを一度にはできないため4年に1回、5年に1
回で、4、5年経てば、全てを見ることができるようにするなど、ルーテ
ィーンを決めておくのがよい。

(建設補助金の計上について)

鵜川委員 : 東京都と同様、町田市は国と都合わせて24億円程の建設補助金を純資
産に計上しているが、大阪は行政コスト計算書の収入にしている。P 1 0
の行政コスト計算書は特別損失を除くと経常収支は18億円マイナスに
なっているが、これを大阪のように、特別収入に入れるとプラス8億円に
なる。町田市は現在特別収入に入れていないため、最後行政コスト計算書
がだいたい赤字になってしまう。

事務局 : 大阪のやり方が、国際的には普通なのか。

鵜川委員 : 一般的である。建設補助にかかる国庫支出金などの変動が少ないのなら、収入に入れることを考えてもよいかもしれない。町田市の場合は、入れると黒字になるので見栄えはよくなる。

米田委員 : 確かに行政収支がマイナス10億ある。

鵜川委員 : 東京都は入れなくても一応黒字になっている。

米田委員 : 概要版は出来るのか。

事務局 : 現在作成中である。

米田委員 : 議会はもう終わったのか。

事務局 : これからである。9月議会の時に、決算特別委員会等を出す。

鵜川委員 : これは検討課題にした方がよいのではないか。

事務局 : 町田市は東京都方式を採用していて、東京都方式にもいろいろな考え方があがるが、東京都、町田市、江戸川区は非常に近い形になっている。東京都の形に倣うことによって、民間の財務諸表に近い状況を担保している。そのため、この問題については、町田市が単独で変更することはどうかと思われ、今すぐ判断することは難しい。大阪の系統は特別収入に入れていることは承知している。

鵜川委員 : 大阪は特別収入として入れないと赤字になってしまうということはある。東京都は入れなくても黒字である。ただ市町村は赤字になってしまうケースがある。江戸川区も今度同じやり方でやることになっているので、少しこのようなケースが出てきたら、連絡会議等で考えてみたらどうか。

事務局 : 長期的な課題として考えることはできるが、今の状況からいうとすぐに変えるのは困難である。

鵜川委員 : すぐに変える必要はない。ただ、ずっと赤字であることを議会で指摘される場合もあるかもしれないので、認識しておくことは必要である。

米田委員 : 行政コスト計算書は赤字だけど、キャッシュ・フローは黒字であることをP65で説明をすればよい。

鵜川委員 : P11キャッシュ・フロー計算書を見ると、34億円くらい資金調達をしている。投資が多かったのか。

事務局 : 学校の工事関係等である。起債は学校の耐震工事や建て直しなどである。

米田委員 : 減価償却の関係で行政コスト計算書がマイナスだが、これに見合うだけの資金手当はできるのか。これだけあると難しいか。行政コスト計算書で、減価償却が120億円あるのなら、そのうち何%かキャッシュ・フロー計算書で貯めていくとか、お金の面で行政コスト計算書とキャッシュ・フロー計算書とリンクするようなものがあるとよい。

【委員会からの提言・提案】

- ・ 建設補助金の計上箇所について、東京都方式の他団体と連携しながら、長期的な課題として研究すること。

(各部の財務諸表の概要について)

鵜川委員 : P 6 8 に各部の財務諸表がついているが、これは数字だけか。何か説明はあるのか。

事務局 : 財務諸表だけである。

鵜川委員 : 一覧表になったようなものはないのか。

事務局 : 会計別の一覧はあるが、部別一覧は作っていない。位置づけとしては、会計別の財務諸表を作成するために、各部に財務諸表を提出してもらっており、参考として各部の財務諸表も載せている。

鵜川委員 : 部はいくつあるのか。

事務局 : 20部である。

鵜川委員 : この部は資産が多いとか、資産はないけど人件費が多いなど、政策別のコスト内訳のようになるかもしれないが、もう少し、わかりやすい要約した情報を出したらよいのではないか。部ごとの特色がわかるかもしれない。

事務局 : 財政課の事業別財務諸表で、組織の財務諸表を作っている。あくまで会計課が調製する財務諸表というのは会計別であるという考え方で、部の財務諸表は参考である。

鵜川委員 : 事業別は部別になっていない。本当は部別と事業別で1セットにしたら分かりやすい。事業別の頭に部別があり説明があればもっとわかりやすい。部別のマネジメントレポートなどを作ったらよいのではないか。

事務局 : 事業別の説明はしやすいが、それが大きくなるほど、全体を網羅して説明しようとするのが難しい。同じ部でもいろいろな事業展開をしていると、事業自体が、その財務諸表に特徴ある現れ方をしていけば説明しやすいが、そうでない事業が混ざっている部だと、部の大きな財務諸表で説明するのは難しい。

鵜川委員 : あるいは部の事業を集約した表を作るだけでも、この部はこのような事業をやっているということがわかる。

米田委員 : この決算を次の予算へ反映させるのはまだ難しいのか。

事務局 : 翌年度の予算が100%事業別財務諸表を元に決まっているという形にはまだなっていない。一部は数字や評価結果を基に予算を決めていると思う。

鵜川委員 : 財政課や経営改革室と一度話した方がよい。せっかく作っているのだからもっとうまく活用した方がよい。

米田委員 : 財政課と予算の関係でうまくリンクさせて、データを公開し合ってやっていくことが必要である。

【委員会からの提言・提案】

- ・ 部別の一覧表を作成することに関して、今後検討していく。

(連結財務諸表について)

米田委員 : 会計の連結はあるが、外郭団体との連結はあるか。

事務局 : ある。財政課が作成をしている。

米田委員 : 外郭団体はすべて含んでいるのか。
事務局 : 財政課に確認をして資料を送付させてもらう。

(各会計の財務諸表の概要について)

事業別 : 各会計の財務諸表の概要について、各会計の規模感がわかりやすいと思うが、他にどのようなメリットがあるのか。規模感がわかるということと、それぞれの会計の特徴がわかるということか。

鵜川委員 : そのとおりである。また会計間のやり取りが出る。

米田委員 : 会計間の相殺仕訳は全てあるのか。

事務局 : 注記の P 6 1 で会計間の繰出・繰入についての明細は掲載している。こと P 4 7 にある繰入・繰出等の相殺のところを合わせてもらうとわかる。あとは引当金の繰入、戻入の調整もあるため、P 4 7 の表では「会計間の繰入・繰出等の相殺」と「等」がついている。

鵜川委員 : 行政コスト計算書に赤字が多い。キャッシュ・フロー計算書もマイナスがあるのか。

事務局 : これは一般会計繰入金を入れる前の金額である。それでマイナスになっている。特別会計のキャッシュ・フロー計算書は収支差額の外に一般会計繰入金が入ってくるので、後期会計では収支差額は 4, 0 2 6, 7 5 0, 1 8 6 円赤字だが、一般会計との取引でお金を入れていたり、前年度からの繰越金があることによって、会計全体としては黒字を確保している。

鵜川委員 : 一般会計繰入金についても概要に入っていないとはいけないのではないのか。

事務局 : 一般会計から特別会計に繰り出しをする際、一般会計は行政費用の繰出金が計上され、特別会計は収支差額の外で受ける形になっているが、本様式における一般会計繰入金に関して、一般会計の行政費用しか載ってこない。そのため、各会計を合計しただけでは合算財務諸表の金額と一致しないので、「会計間の繰入・繰出等の相殺」欄において会計間取引の相殺情報を記載している。

鵜川委員 : 普通は、収入に入れないとはいけない。現在、一般会計繰入金が収支差額の下になってしまっている。会計には入っているのなら、収入に入れておかないとはいけないのではないのか。会計には入っていないのか。

事務局 : 会計には入っている。会計には入っているが、収支差額合計までが、その特別会計での自力での収支である。

鵜川委員 : ただ決算上一般会計繰入金も入っているなら、それを収入にいれて、相殺をしてあげればよい。会計間の繰入と繰出はプラスマイナス 0 になる。現在だと、一般会計繰入金の 4 0 億が抜けてしまっている。

事務局 : P 4 7 の概要に、形式収支の欄を入れるという話か。一般会計繰入を入れた、形式収支の考え方も入れた方がいいということか。

鵜川委員 : そのとおりである。

事務局 : 東京都も当期収支差額までになっている。東京都に倣って作っているも

のである。収支差額までで、実際の一般会計からの繰入、戻入は東京都も同じように外側にあって、実際の財務諸表を見ると、繰入、繰出調整後の形式収支というものが出てくる。ただし、概要の中では形式収支までではなく、当期収支差額まで出し、キャッシュ・フロー計算書は当期収支差額合計まで出している。

鵜川委員 : 東京都の特別会計は、一般会計でもよいものを、中のやりやすさの問題で分けているだけで、広い意味で中身は一般会計である。町田市特別会計は、各法律で定められている特別会計なので、キャッシュ・フロー計算書の繰入金で入れるべきである。

事務局 : そもそも外出しではなく、収入という形で計上するべきであるということか。

鵜川委員 : 法的に入れなくてはいけないものは、収入となる。

米田委員 : 今回はこれで出来上がっているのではよいのではないか。

鵜川委員 : 今回はよいが、全体が見えなくなってしまう。検討課題にしてはどうか。

【委員会からの提言・提案】

- ・ 一般会計繰入金の特出し表記については、東京都の考え方を確認すること。

4. 町田市会計基準の一部改正について

事務局から「資料3」の説明

【質疑・応答】

鵜川委員 : 会計基準が変わったということではなく、表記が違ったということか。

事務局 : そのとおりである。

5. その他

次回は2、3月に開催する予定。